

学校法人決算の特徴

(単位:千円)

	20年3月	21年3月	22年3月	23年3月	24年3月
帰属収入(A)	1,059,754	1,027,119	1,342,608	1,267,110	1,315,362
消費支出(B)	1,112,682	1,041,829	1,191,418	1,166,468	1,337,977
帰属収支差額(C)=(A)-(B)	-52,928	-14,710	151,190	100,642	-22,615
第1号基本金組入額(D)	-45,438	-79,126	-82,690	-142,985	-7,710
当年度収入・支出超過額(C)+(D)	-98,366	-93,836	68,500	-42,343	-30,325
翌年度繰越消費支出(E)	-164,441	-258,277	-189,777	-232,120	-262,445
基本金残高(F)	3,880,642	3,959,768	4,042,458	4,185,444	4,175,220
増加額(G)=(E)+(F)	45,438	79,126	82,690	142,986	-10,224
正味資産	3,716,201	3,701,491	3,852,681	3,953,324	3,912,775
増加額	-52,928	-14,710	151,190	100,643	-40,549

第1号基本金取崩し(-17,934)

帰属収支差額(C)が、一般の企業で言う当期利益と考える

第1号基本金とは

学校法人が教育の用に供される固定資産の価額

借入金による固定資産取得の場合

借入金(他人資本)の返済分だけを毎年基本金に組入れしな  
ければならない(学校法人会計基準)

⇒返済した分だけが基本金(純資産)になる

(例)

	固定資産取得	借入金	返済	基本金組入
初年度	100	100		
次年度		90	10	10
次々年度		80	10	10

自己資金が不足し多額の設備投資を借入金に依存した場合  
基本金組入が発生することになり翌年度繰越消費支出(いわ  
ゆる繰損)が増加することになる。

学校経営において、設備投資は避けて通れない問題であり  
したがって多額の借入金発生による繰損増加は止むを得ない。  
一度基本金に組入した場合、除却処分以外は取崩できない。  
しかし、平成24年3月末の法人の基本金4,175百万円に対し、  
翌年度繰越消費支出262百万円、正味資産は3,912百万円  
の蓄積がある。

問題は、単年度の帰属収支差額をいかに最低目安の5%程度  
まで引上げるかである。

第1号基本金組入(D)明細

建物		12,682	7,429	875	17,680
構築物	736	210	831	2,776	2,730
教育研究機器備品					
取得	11,704	8,356	11,099	16,441	10,539
除却	-26,161	-9,333	-32,965	-18,174	-27,110
その他機器備品					
取得	233	3,077	2,012	1,901	3,770
除却	-3,578	-3,906	-13,318	-6,192	-15,111
前年度基本金繰り延高取崩					
翌年度基本金繰り延高取崩					
図書	2,974	3,089	2,207	1,598	1,632
車輛					
取得		6,581		3,170	
除却					-4,353
基本金に組み入れるべき長期借入金返済	56,746	55,586	104,699	140,590	0 (104,140)
未払金支払い	2,784	2,784	696		
合計	45,438	79,126	82,690	142,985	-10,223